令和８年度山形市健康医療先進都市推進協議会

日時：令和８年９月３日（木）
１６時００分から１７時００分
会場：山形市役所１１階　大会議室

次　　第

１　開　会

２　会長あいさつ

３　報　告
（１）シンクタンクの研究成果について【資料１】
（２）「山形市健康プラン２０３５」の進捗状況について【資料２-１】【資料２-２】

４　協　議
（１）令和８年度の取組予定について【資料２-１】
①　基本施策１「ＳＵＫＳＫ生活の推進」の取組予定
②　基本施策２「疾病の早期発見と重症化予防」の取組予定
③　基本施策３「健康寿命の延伸に向けた環境整備」の取組予定
④　基本施策４「ライフコースアプローチを踏まえた女性と子どもの健康増進」の取組予定
（２）山形市急性心筋梗塞・胃がん対策パッケージについて【資料５】

５　その他

６　閉　会

□　令和8年度山形市健康医療先進都市推進協議会会長

No	団体名	役職	氏名
1	山形市	市長	佐藤　孝弘

□　令和8年度山形市健康医療先進都市推進協議会出席者名簿

No	団体名	役職	出席者	出席区分	分野
1	山形大学大学院医学系研究科	医療政策学講座教授	村上　正泰	委員	学識経験者
2	山形市医師会	副会長	林　淑子	代理	保健医療
3	山形市歯科医師会	会長	小関　陽一	委員	保健医療
4	山形市薬剤師会	会長	筒井　伸	委員	保健医療
5	山形市社会福祉協議会	会長	今野　厚志	委員	地域福祉
6	山形市自治推進委員長連絡協議会	会長	宮舘　照彦	委員	地区組織等
7	山形市体育振興会連合会	副会長	大泉　茂	委員	地区組織等
8	山形市PTA連合会	副母親委員長	鈴木　友香	委員	地区組織等
9	山形市老人クラブ連合会	副会長	菊池　宣行	代理	地区組織等
10	山形市食生活改善推進協議会	会長	-	出席不可	体育及び健康に関する団体等
11	山形市健康づくり運動普及推進協議会	会長	-	出席不可	体育及び健康に関する団体等
12	山形市スポーツ協会	会長	逸見　良昭	委員	体育及び健康に関する団体等
13	山形商工会議所	常務理事	山口　範夫	代理	産業・産業保健関係機関
14	全国健康保険協会　山形支部	支部長	丹野　晴彦	委員	健康保険組合等
15	山形市小学校長会	山形市小学校教育研究会養護部会長	設樂　宏幸	委員	教育・保育関係
16	山形市中学校長会	会長	髙橋　修	委員	教育・保育関係
17	山形市民間立保育園・認定こども園協議会	副会長	海和　伸吉	代理	教育・保育関係

□　令和8年度山形市健康医療先進都市推進協議会事務局名簿

No	部課	係名称	役職	氏名
1	健康医療部	-	健康医療部長	川合　尚子
2	健康医療部	-	保健医療監（兼）保健所長	山下　英俊
3	健康医療部	-	保健医療次監（兼）保健所副所長	加藤　裕一
4	健康医療部	-	参与	加藤　肇
5	健康医療部保健政策課	-	次長（兼）課長	鷹野　優貴
6	健康医療部保健政策課	-	統括保健師（課長相当職）	栗原　典子
7	健康医療部健康増進課	-	課長	齋藤　健二
8	健康医療部健康増進課	-	課長補佐	高嶋　亜希子
9	健康医療部健康増進課	-	SUKSK推進調整主幹	柴崎　麻実
10	健康医療部健康増進課	健康計画推進係	課長補佐（兼）係長	松本　ゆきえ
11	健康医療部健康増進課	健康計画推進係	主査	安達　諒介
12	健康医療部健康増進課	健康計画推進係	主任保健師	鈴木　真由香
13	健康医療部健康増進課	健康計画推進係	主事	早川　拓真
14	健康医療部健康増進課	SUKSK推進係	課長補佐（兼）係長	酒井　智子
15	健康医療部健康増進課	成人保健係	係長	村田　尚子
16	健康医療部健康増進課	こころの健康係	係長	安藤　さゆり
17	健康医療部健康増進課	健康栄養係	係長	奥山　涼子
18	健康医療部母子保健課	-	課長	佐藤　香

山形市健康医療先進都市推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　健康医療先進都市の実現に向けて、「健康」及び「医療」を核とした、健康寿命の延伸を目指した予防の取組並びに山形市民の実態に基づいた対策（SUKSK 生活）及び健康づくり計画の推進を円滑かつ効果的に図るために必要な事項を協議するため、山形市健康医療先進都市推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項等）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）健康医療先進都市の推進及びその支援体制に関すること。

（２）山形市民の実態に基づいた対策（SUKSK 生活）の推進及びその支援体制並びに普及啓発に関すること。

（３）健康づくり計画の推進及びその支援体制並びに普及啓発に関すること。

（４）その他市民の健康づくりのために必要と認められる事項に関すること。

（構成）

第３条　協議会は、会長及び委員２５人以内をもって構成する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

（１）保健所等関係行政機関の代表者

（２）市医師会、市歯科医師会等保健医療関係団体の代表者

（３）社会福祉協議会等社会福祉関係団体の代表者

（４）地域の代表者並びに体育及び健康の関係団体の代表者

（５）産業・産業保健の関係機関の代表者

（６）健康保険組合等の代表者

（７）教育・保育関係団体の代表者

（８）学識経験者

（９）その他協議会の運営に当たり必要と認められる者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　協議会の会長は、市長をもって充てる。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

（幹事会）

第７条　協議会に第２条の協議事項等を検討するため、幹事会を置く。

２　幹事会は、幹事をもって構成する。

３　幹事は、第３条第２項第１号から第７号までの団体等に属する者、学識経験者その他協議会の運営に当たり必要と認められる者のうちから会長が依頼する。

４　会長は、必要に応じ、幹事会の会議を開催することができる。

（事務局）

第８条　協議会の事務局は、健康医療部（山形市保健所）健康増進課に置く。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年６月２７日から施行する。

（山形市健康づくり推進協議会設置要綱の廃止）

２　山形市健康づくり推進協議会設置要綱（昭和５３年１１月６日施行）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。